

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日にA所在のB会社に雇用され、昭和〇年までの約〇年間、セメント製造等の粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から、じん肺管理区分「管理3イ」との決定を受け、不服審査により平成〇年〇月〇日付けで「管理3ロ」となった。

また、被災者は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、続発性気管支炎の併発が認められ、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分序の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人は、被災者の死亡原因がじん肺症及び続発性気管支炎によるものであると主張しているので、以下検討する。

被災者の死亡原因について、C医師は、「『じん肺』が基礎となり、全身症状が悪化し、死亡に至ったと考えられる。」と述べ、D医師は、「死亡時期の被災者の肺機能障害について、総合的に判断すると、じん肺症及び続発性気管支炎のために易感染状態であり、肺炎を繰り返し、じん肺症に起因する慢性心不全からの両側胸水貯留に至り、最終的にはF (++)、管理区分4相当、著しい肺機能障害があったといえる。」と述べている。

しかしながら、E医師は、要旨、「死亡時におけるじん肺の程度は管理3口相当と考えられたうえで、主たる原因是誤嚥であり、慢性心不全、虚血性心疾患、慢性腎不全、大動脈弁閉鎖不全症、パーキンソン症候群に加え、○歳という加齢から来る全身衰弱状態もその一因として死亡に至ったと判断される。」と述べ、また、F医師は、要旨、「じん肺の程度はP R 4 B P 1 v、F (+)、管理3口相当と判断したうえで、血清クレアチニンの増加、ヘモグロビンの低下、低アルブミン血症がみられることなどから、腎不全に伴う、高度の貧血、全身の浮腫と胸水が死亡の原因と考えられ、被災者の死亡とじん肺及び合併症との間に相当因果関係は認めがたい。」と述べている。

当審査会としても、一件資料を精査したが、被災者のじん肺が管理区分4相当に至っているとの根拠は認められず、被災者は、管理区分3の口相当のじん肺及

び合併症である続発性気管支炎を発症していたものの、慢性心不全、虚血性心疾患、慢性腎不全、大動脈弁閉鎖不全症等の疾病を有し、加えて〇歳という高齢からくる全身衰弱状態もある状況において、著しい低アルブミン血症による全身の浮腫と胸水を直接的原因として死亡したものと判断するところであり、被災者の死亡とじん肺及び合併症との間に相当因果関係はないものと判断する。

なお、再審査請求代理人は貧血・浸透圧低下の悪化の原因は胃瘻増設後の食上げが十分でないことによる栄養不足によるものであると主張しているが、仮にそれが原因であったとしても、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。